

開 催 結 果

会 議 名 称	令和7年度第1回稲美町都市計画審議会
開 催 日 時	令和7年7月16日（水）9時30分から12時00分
開 催 場 所	稲美町役場本館3階 303会議室
出 席 者	<委員> 小川 一茂、長野 真紀、坂本 英正、林 完次、本岡 秀己、 藤田 義光、辻本 浩司、川端 忠則、高田 道夫、大村 信介、 川北 光仁、古川 すみれ、下阪 義信 <傍聴者> なし <事務局> 地域整備部 部長 都市計画課 課長、課長補佐、事務員
傍 聴 者	なし
会 議 次 第	1. 開会 2. 町長あいさつ 3. 委嘱状の交付 4. 議題 【協議事項】 (1) 会長・副会長の選任について 【報告事項】 (1) 役場西地区地区計画の変更について (2) 土地利用計画策定(市街化調整区域)について (3) 播磨臨海地域道路（第二神明から広畑）都市計画 及び環境影響評価の状況について (4) 稲美町北東部地区地区整備計画等の調査・検討について (5) 第9回線引き見直し・都市計画区域マスタープランについて 5. その他 ・都市計画審議会議事録等のホームページ掲載について
審 議 結 果	4. 議題 【報告事項】 (1) 役場西地区地区計画の変更について (事務局) 役場の西側にある工場跡地について商業地利用を可能とする地区計画の変更を行う旨の説明。 (委 員) 準工業地域の建築基準法の用途制限にさらに制限を加えるということか。

	(事務局) 準工業地域では基本的に建てられる物が多い、町中心部ではふさわしくない建物について制限をかけている状況。 (委員) 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限のところで「ふさわしくない看板等」という表現は、かなり曖昧な表現になっているので、もう少し具体的にまとめた方が良いでしょう。 (事務局) 兵庫県の屋外広告物条例で規模等に規制が示されているが、さらに検討する。 (委員) 商業施設となれば交通の渋滞が考えられるが、どう考えているのか。 (事務局) 大きな店舗になれば大規模小売店舗立地法での協議が行われる。 (委員) 県道宗佐・土山線沿いの深い既存水路があり蓋をしないと危ない、何か考えているか。 (事務局) 開発協議の中で問題になってくる点かと思われる。交通等の関係も含めて総合的に判断する。 (2) 土地利用計画策定(市街化調整区域)について (事務局) 平成 15 年 3 月に策定した稲美町土地利用調整基本計画の策定から 20 年が経過している。令和 6 年度から 3 ヶ年をかけて土地利用計画の見直し、合わせて全町市街化調整区域で特別指定区域の区域指定の取り組みについて説明。 (委員) 市街化調整区域をもっと活性化するための取り組みを行うということか。 (事務局) その通り、市街化調整区域の規制を緩和するため、土地利用計画の見直しを行い特別指定区域の指定に取り組む。 (委員) 取り組みの効果についてどのように評価しているかということが必要だ。そのあたりの進捗状況については。 (事務局) 評価としては地区ごとの人口・世帯数の増減について調査しているが、効果というのは結果でしか判断できない。 (委員) 農業を行っている者としては、ありがたい政策なのでこれからも進めていただきたい。 (委員) 自治会アンケートを実施されているが、どんな傾向か。 (事務局) 自治会アンケートでは、空き家問題が課題であると言う意見が多い。商工会と水利関係者へのアンケート結果については現在取りまとめ中。
--	--

	(3) 播磨臨海地域道路（第二神明から広畑）都市計画及び環境影響評価の状況について (事務局) 播磨臨海地域道路（第二神明から広畑）の概要・これまでの手続の状況・今後の手続の流れについて説明。 (4) 稲美町北東部地区地区整備計画の調査・検討について (事務局) 令和 6 年度に行った稲美町北東部地区整備計画等業務の内容として、排水施設検討のための現地測量・全体的な整備シナリオ作成・排水機能に関する概略検討・予算確保により区域内外の整備検討を実施した旨の説明。 (委 員) 今、なぜ北東部で行うのか。 (事務局) 平成 29 年度の都市計画マスタープラン策定にあたり工場等を誘致できる可能性がある土地を洗い出した中で北東部地区にスポットを当てて進めている。 (5) 第 9 回線引き見直し・都市計画区域マスタープランについて (事務局) 兵庫県で 5 年ごとに見直しされる都市計画区域マスタープラン、区域区分、都市計画再開発方針等について説明。 5. その他 ・都市計画審議会議事録等のホームページ掲載について (事務局) 都市計画審議会議事録のホームページ掲載について、掲載方法、掲載項目について報告。
--	--